

■米国：連邦破産裁判所、PG&E 社の経営再建計画を承認

カリフォルニア州の 3 大私営電力会社の一つであるパシフィック・ガス&エレクトリック (PG&E) 社は 2020 年 6 月 20 日、連邦破産裁判所が同社の経営再建計画を承認したと発表した。これは、カリフォルニア州公共事業委員会 (CPUC : California Public Utilities Commission) が 2020 年 5 月 28 日に同計画を承認したことに続くものである。同社は 2019 年 1 月に保有する設備に起因した山火事の損害賠償額が 300 億ドルを上回る可能性が見込まれたため、連邦破産法第 11 条 (日本の民事再生法に相当) の適用を申請しており、連邦破産裁判所の管理下で経営再建中であった。連邦破産裁判所の承認により、同社は将来の山火事発生による多額の損害賠償金の支払いを軽減できる総額 210 億ドルの基金への参加が可能となる。